

令和 8 年度業務改善助成金のご案内

徳島県版

業務改善助成金とは？

業務改善助成金 検索



申請期間：令和 8 年 9 月 1 日～令和 8 年 10 月 31 日まで
※持参・郵送は 10/30(金)17時15分 必着

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引上げ計画



設備投資等の計画 (機械設備導入やコンサルティングなど)

計画の承認と実施

業務改善助成金を支給 (最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、**交付決定後**に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

【参考】令和 8 年度徳島県最低賃金 1,103円 (R8.11.1改正)

- ・ 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ 事業場内最低賃金が令和 8 年度地域別最低賃金額未満であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に申請

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、工場や事務所などの労働者がいる**事業場ごと**に申請してください。

助成上限額・助成率

【注意点】事業場内最低賃金は、地域別最低賃金発効日の前日までに引き上げていただく必要があります。
「引き上げる労働者数」は、週所定労働時間が20時間以上の雇用保険加入者が対象となります。

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模 30人未満の事業者
50円コース	50円以上	1人	30万円	40万円
		2～3人	40万円	70万円
		4～5人	70万円	70万円
		6～7人	90万円	90万円
		8人以上	110万円	110万円
		10人以上※	130万円	130万円
70円コース	70円以上	1人	40万円	50万円
		2～3人	50万円	100万円
		4～5人	130万円	130万円
		6～7人	180万円	180万円
		8人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	100万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～5人	270万円	270万円
		6～7人	360万円	360万円
		8人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

事業場内最低賃金	助成率
1,050円未満	4 / 5
1,050円以上	3 / 4

徳島県の場合、雇用保険加入労働者の事業場内最低賃金が、
～1,102円
が対象となります。

特例事業者

特例事業者は、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合、左表の10人以上※の上限額区分の適用が受けられます。

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,050円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、 申請前6か月間平均における利益率 が前年度と比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

②に該当する事業者は、PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入も助成対象経費と認められる場合があります。

助成対象経費の具体例

【参考】徳島県内で活用された設備投資事例

助成対象経費の具体例は「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

注意事項

- ・ 交付決定前に助成対象設備の発注・導入を行った場合、助成対象となりません。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 同一事業場の申請は年度内1回までです。
- ・ 事業完了期限は令和 9 年 1 月 31 日です。

令和 7 年度からの主な変更点

- ・ 助成対象経費の特例となっていた自動車（特殊用途自動車を除く）は助成対象外となりました。
- ・ 引き上げる対象労働者は、雇用保険被保険者が対象となりました。
- ・ 物価高騰等要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利率の申出書の記入は「最近3か月間のうち任意の1月」から「最近6か月間平均」になりました。
- ・ その他、申請に当たっては、最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請をお願いいたします。

交付申請書等の提出先は徳島労働局 雇用環境・均等室です

住所：〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階 (R8.9)

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440

(受付時間 平日 9:00～17:00)

【ワストップ相談窓口】徳島働き方改革推進支援センター

電話番号：0120-967-951 (受付時間 平日9:00～17:00)